耐震診断の相談を受け付けます

市では、万一の震災に備え、市民の皆さんのご自宅の耐震診断として簡易診断による判定を行っています。木造住宅の地震対策を進めるためには、まず自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることが大切です。そこで、一般的な木造一戸建て住宅について、過去の地震被害・耐震研究の成果・建築基準法の耐震規定等をもとに、誰にでも計算できて、おおよその目安がつけられる耐震診断法「簡易耐震診断表」を作りました。

また、パソコンによるくわしい木造建物耐震診断を行っています。

さらに専門家による耐震診断の受付機関を紹介しています。いずれも無料で行っています。

なお、専門家による耐震診断は有料となりますので、あらかじめご承知ください。

診断等をご希望の方は、電話予約のうえ、都市計画課建築係の窓口（第四庁舎2階）までお越しください。

問合せ都市計画課建築係☎539・0676（直通）

道路・水路（旧法定外公共物）の管理者が変わります

平成17年4月1日から、道路・水路について機能の有無により境界確定等の手続きが次のとおり変わります。

■道路・水路として機能を失っているもの＝財務省（財務局・財務事務所・出張所）の管理となります。

◎境界確定は財務局で行います。

◎売払いは用途廃止手続きが不要となり、財務省で行います。

■道路・水路として機能を有しているもの＝市町村の管理となります。

◎境界確定は市町村で行います。

※公図・現況等では財産管理者が明確でないため、まず市町村で確認ください。

照会先関東財務局東京財務事務所　立川出張所管財課☎524・2195

問合せ土木課管理係

道路を大切にしよう

ふだん、なにげなく通っている道。
でも、もし道がなかったら、私達は目的地に行くことさえできません。
大きな道、広い道、小さな道、狭い道。
さまざまな道が私達の暮らしを便利に、そして確かに支えています。

裁判員制度講座「ご存じですか？裁判員制度って」

日時2月26日～3月26日毎週土曜日全5回場所公民館本館定員先着50人申込み公民館本館☎552・1711へ。

「圏央道日の出～あきる野間開通プレイベント'05」が開催！

首都圏中央連絡自動車道の日の出インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの2・0kmが本年3月に開通の予定となりました。この開通を記念して、「圏央道日の出～あきる野間開通プレイベント'05」を開催します。圏央道本線のウォーキングなど開通前でなければ出来ないイベントを企画していますので、ぜひお出かけください。

日時3月5日(土)午前10時～午後3時※雨天決行

場所圏央道あきる野インターチェンジ

イベント本線内のウォーキング、地元特産物等の販売、圏央道事業紹介など※駐車場の用意はありません。

問合せ都市計画課都市計画担当

知的財産権訴訟の新しい取組について

裁判所では、知的財産権訴訟の審理の充実、迅速化を図るために様々な取り組みを行ってきていますが、より一層の審理の充実化、専門性の強化を目指し、平成17年4月から新しい制度がスタートすることになりました。

■知的財産高等裁判所の新設

東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所が新設されます。

知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の管轄に属する民事事件・行政事件のうち、その性質・内容が知的財産権に関するすべてのものを取り扱います。

■秘密保持命令、当事者尋問等の公開停止等の制度の導入→営業秘密の保護の強化、侵害行為の立証の容易化

〈秘密保持命令〉

主張書面や証拠の内容に含まれる営業秘密について、訴訟追行以外の目的で使用することなどが禁止されます。

〈当事者尋問等の公開停止〉　営業秘密保護の観点から、一定の事由がある場合、当事者本人や証人の尋問を行う審理の公開が制限されます。

裁判所としても、これらの制度を十分に活用し、これまで以上に専門的な処理態勢を整備し、より一層、適正迅速な裁判を目指していきたいと考えています。

くわしくは、裁判所ホームページ（http://www.courts.go.jp/）の「裁判所の案内／広報テーマ／平成17年2月」をご覧ください。

こ存じですか裁判員制度

国民の皆さんが刑事裁判に参加する制度です！

■裁判員の仕事は、①公判出席、②評議・評決、③判決宣告の3つになります。

■②は、すべての証拠を調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを裁判官といっしょに議論し（評議）、判決の内容を決める（評決）ことです。③は、判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決宣告しますが、裁判員も立ち会います。

問合せ東京地方裁判所総務課広報係☎03・3581・5411内線3131または3133

まちの話題

「景観フォーラム」で福生市都市景観基本計画の市民プランが発表されました

2月5日(土)午前10時から、福生まちづくり景観会議（市民公募により参加いただいた28名による市民会議）主催による「景観フォーラム」が市民の皆さん約100人のご参加をいただき、福生市民会館（公民館本館）で開催されました。

当日は、これまでにまとめられた（仮称）福生まちづくり景観基本計画「市民プラン」が、福生まちづくり景観会議から提案されました。

この市民プランは、市がまちの景観を整備、保全するための施策を長期的、総合的、体系的に推進していくため今後策定する景観基本計画の基礎となるものです。

設景家（せっけいか）の小林治人氏（70年の大阪万博から、00年の淡路花博までのプロデューサー）からは講評をいただき、その中で「市民中心の景観の仕組みづくりという、今までにない観点があり、独自性のある素晴らしい提案」という賛美の発言がありました。

休憩をはさみ、景観会議議長の村山利夫氏（記録映像プロデューサー・福生市在住）を中心に、具体的な実施案について参加者全員で議論し、市民の皆さんから貴重なご意見・ご提案をいただきました。

その結果、本プランの継続的な市民活動と啓発活動に賛同が寄せられ、景観づくりには実現性のある市民の〝身の丈〟に合った取り組みをしていく必要があるという合意形成がなされました。

福生まちづくり景観会議では、このフォーラムで出された意見を参考に、3月までに市民プランの最終案をまとめ市長に提案します。その後、福生市では、この市民プランを生かし、景観条例と景観基本計画を策定する予定です。

問合せ都市計画課都市計画担当

■市民プランの一部をご紹介します

私達が目指す福生の景観

こころのある景観づくり
↓
お互いを理解することで、緩やかな統一感のある景観形成

「ふっさ人」づくり
↓
景観形成には、「ふっさ大好きさん」が増えることが第一歩
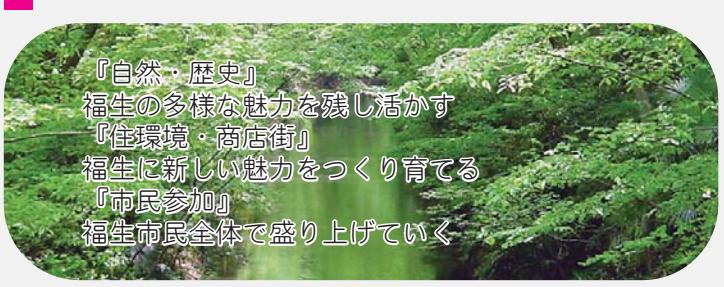
こころのある原則
- 人の気持ちの大切さがわかるこころ
- 生き物の大切さがわかるこころ
- 地球の大切さがわかるこころ